

高知県ネクスト次世代型施設園芸農業推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県ネクスト次世代型施設園芸農業推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号）第5条第6項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた計画「“I o P (Internet of Plants)” が導く「Next次世代型施設園芸農業」への進化」（以下「認定計画」という。）を効果的に実行するため、第4条に規定する補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画推進事業
- (2) 大学改革関連事業（基盤構築）
- (3) I o P研究基盤整備事業
- (4) 産学官連携事業
- (5) 大学改革関連事業（人材育成）
- (6) I o P研究開発事業（I o Pエンジン分野・サステイナブル分野）
- (7) I o P研究開発事業（高付加価値化研究）

(補助事業者、補助率及び補助対象経費)

第4条 補助事業者、補助率及び補助対象経費は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(補助事業の計画承認等)

第5条 第3条各号に掲げる事業を実施しようとする者は、毎年度、別記第1号様式による事業計画の承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請がされたときは、認定計画に位置づけられた事業であって、当該認定計画をフォローアップする「高知県Next次世代型施設園芸農業に関する産学官連携協議会」において推進すべき事業として認められている事業であることを確認し、補助することが適当であると認めた場合に、当該事業計画を承認するものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 前条第2項の規定により事業計画の承認を受けた補助事業を実施する補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、別記第2号様式による補助金交付申請書を、

知事に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付の決定等）

第 7 条 知事は、前条第 1 項の規定による申請が適当であると認めた場合は、当該申請をしたものが別表第 3 に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除き、補助金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者へ通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者が別表第 3 に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助の条件）

第 8 条 第 2 条に規定する補助目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第 3 号様式により申請し、知事の承認を受けなければならないこと。
- （3）補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出して、その指示を受けなければならないこと。
- （4）補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- （5）補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- （6）補助事業の実施に当たっては、別表第 3 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- （7）補助事業における研究活動の実施に当たっては、「研究活動における不正行為への対応指針（平成 30 年 6 月 1 日付け内閣府地方創生推進事務局長決定）」に留意して行わなければならない。補助事業者等の研究活動における不正行為が認定された場合、国の研究資金を活用した研究活動における不正行為があると認められ、国への申請の制限等の措置が行われている研究者に本事業の研究資金が配分されていることが判明

した等には、国による措置に準じて、高知県において補助事業者等に対し、研究資金の配分停止、申請の不採択、返還等の措置を講ずることがあること。

(8) 補助事業者が県税の納税義務者である場合は、県税の滞納がないこと。

(補助事業の着手)

第9条 補助事業の着手は、原則として第7条第1項の規定による補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着手する必要がある場合は、補助事業者は、別記第4号様式による補助事業指令前着手届を知事に提出しなければならない。

(補助事業の重要な変更)

第10条 補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第5号様式による補助金変更申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の施工箇所の変更

(2) 補助金額の20パーセントを超える減額

(3) 別表第1の事業区分欄の区分ごとの中止又は廃止

(4) 別表第1の事業区分欄の区分ごとの補助対象事業費の増額

(5) 別表第1の事業区分欄の区分ごとの補助対象事業費の30パーセントに相当する額又は600万円のいずれか高い額を超える経費区分間の配分の変更

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める補助事業の内容の重要な部分に関する変更

(遂行状況の報告等)

第11条 工事の施工及び160万円を超える設備備品の整備を伴う補助事業を実施する補助事業者は、次に定めるところにより、補助事業の状況を知事に報告しなければならない。

(1) 別記第6号様式による工事・設備備品整備着工報告書 着工の日から14日以内

(2) 別記第7号様式による工事・設備備品整備進捗状況報告書 12月末日の状況を翌月10日まで

(繰越承認の申請)

第12条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第8号様式による繰越承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第13条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第9号様式による補助金実績報告書に知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その

指示を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が事業年度内に完了しない場合は、別記第 10 号様式による年度終了実績報告書を当該事業年度の 3 月 31 日までに知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第 6 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第 1 項の補助金実績報告書又は前項の年度終了実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第 6 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第 1 項の補助金実績報告書又は第 2 項の年度終了実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減額した額を上回る場合の金額）を別記第 11 号様式による消費税仕入控除税額等報告書を知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
- 5 知事は、第 1 項の補助金実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。
- 6 知事は、第 2 項の年度終了実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告時点における補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該実施結果に応じて交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

- 第 14 条 補助金は、前条第 5 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、確定前にその全部又は一部を概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第 12 号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（財産の処分の制限等）

- 第 15 条 補助事業者は、規則第 19 条第 1 項の規定及び第 8 条第 5 号の規定により処分を制限される財産のうち、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が 50 万円を超える施設財産、機械及び器具等（以下「施設財産等」という。）を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。
- 2 知事は、前項のただし書きの規定により施設財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。
 - 3 補助事業者は、施設財産等について、別記第 13 号様式による取得財産等管理台帳を備

え管理しなければならない。

(事業成果のフォローアップ)

第 16 条 知事は、必要に応じ、補助事業者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、知事からの報告の求め又は調査に協力するよう努めなければならない。

(グリーン購入)

第 17 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 18 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 11 月 15 日から施行する。

(失効期限等)

2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条第 2 項、第 8 条第 4 号、第 5 号及び第 7 号、第 13 条第 4 項、第 15 条、第 16 条並びに第 18 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 3 月 23 日から施行し、改正後の規定は、令和 5 年度の事業から適用する。

別表第1（第4条関係）

事業区分	補助事業者	補助率	補助対象経費	
(1) 計画推進事業	国立大学法人 高知大学、高知 県公立大学法 人高知工科大 学、高知県公立 大学法人高知 県立大学	定額。ただ し、事業区分 (5)の事業 のうち、人件 費については、3分の2 以内とする。	経費区分	補助対象経費の内訳
(2) 大学改革関連事業 (基盤構築)			①人件費・謝金	事業を遂行するために必要な人件費（給与、賃金、謝金、手当、 社会保険料等）及び謝金
(3) I o P研究基盤 整備事業			②旅費	国内外の研究者の招へい、共同研究の実施等、事業を遂行するた めに必要な旅費（国内外の出張又は移動にかかる経費（交通費、 宿泊費、日当及び旅行雑費））
(4) 産学官連携事業			③施設整備等経費	研究棟、拠点施設等の整備にかかる経費（一般補助施設整備等事 業債の対象となるものに限る。）
(5) 大学改革関連事 業（人材育成）			④物品費	設備備品、資材、部品、消耗品等にかかる経費
(6) I o P研究開発 事業（I o Pエンジン 分野・サステイナブル 分野）			⑤その他	①から④までのほか、事業の遂行に必要な経費であって、知事が 必要であると認める経費（他大学等への委託研究費※、外部の専 門機関への調査委託費、資料の印刷製本費、会議費、通信運搬費、 物品等の借損及び使用、土地・建物借上料、研究施設・設備使用 料、学会参加費、研究成果発表費、広報費、保険料、データ・権 利等使用料等）
(7) I o P研究開発 事業（高付加価値化研 究）			⑥間接経費	間接経費は、事業区分（6）及び（7）のI o P研究開発事業に 限り、直接経費（経費区分の①から⑤までの合計額）の10パーセ ントを上限として認める。

※他大学等への委託研究費に係る間接経費は⑥と同様とします。

別表第2（第4条関係）

1 以下の経費については、原則として、補助対象外とする。

- ・認定計画に基づく事業の実施のために新たに雇用する者（前年度から雇用する者を含む。）以外の者の人件費
- ・特定の個人、個別企業等に対する給付経費及びそれに類するもの
- ・K P I の達成への寄与が見込まれない施設整備、備品購入等に要する経費
- ・国及び県の補助金等を受け、又は受けることが確定している事業に要する経費
- ・用地の取得（区分所有権の取得を含む。）及び造成に要する経費

2 取得価格が160万円を超える設備・研究機器等については、その導入に先立ち、複数社からの見積もりを取得し、又は高知県ネクスト次世代施設園芸農業に関する産学連携協議会の構成団体における機器の共用の可能性の確認を行うとともに、補助事業者における通例の少額随意契約の基準額にかかわらず、原則として入札の方法によらなければならないものとし、入札ではなく、随意契約により導入する場合は、随意契約の理由及び契約価格の合理性についての説明責任を果たさなければならない。この場合において、上記の確認等を怠っていた場合、随意契約により導入する場合における理由に合理性が認められない場合等は、当該設備・研究機器等については補助対象としない措置をとる場合がある。

別表第3（第7条、第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。